

令和8年（2026年）
第3回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

議案名	第 7 4 号議案 町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方自治法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 地方自治法施行規則から引用する条番号を改めます。			
改正前		改正後	
規則第 19 条第 1 項第 1 号へ		規則第 18 条の 3 第 1 項第 6 号	
規則第 19 条第 1 項第 1 号ト		規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号	
○ 2026 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ○ 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）			
問合せ先	市民部 市民協働推進課長 磯崎	電話	724-4358

議案概要

議案名	第 7 5 号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 自動交付機及び電子申請による印鑑登録証明書の取得について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用に関する規定を加えます。 ○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） ○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号） ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）			
【補足説明】 ○ 法改正により、従来の在留カード及び特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が発行できるようになりました。 ○ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書は、マイナンバーカードと同じ機能を有しており、オンラインによる行政手続等に利用することができます。			
問合せ先	市民部 市民課長 黒澤	電話	724-4225

議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市市民農園条例を廃止する条例		
【議案提出の目的】 農地の使用貸借契約の満了に伴い、市民農園を閉園するため、本条例を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 2027 年 1 月 31 日をもって、町田市金森市民農園を閉園します。 ○ 2027 年 2 月 1 日から施行します。			
【施設の概要】			
名 称	町田市金森市民農園		
所 在 地	金森東二丁目 1, 017 番地		
開 設 年	1995 年		
面 積	2, 254 m ²		
区 画 数	30 m ² : 43 区画 20 m ² : 6 区画		
付 帯 施 設	休憩室、トイレ、農具倉庫		

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市七国山ファーマーズセンター条例を廃止する条例		
【議案提出の目的】 施設の老朽化等に伴い、町田市七国山ファーマーズセンターを閉館するため、本条例を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 2027 年 3 月 31 日をもって、町田市七国山ファーマーズセンターを閉館します。 ○ 2027 年 4 月 1 日から施行します。			
【施設の概要】			
施 設 名 称	町田市七国山ファーマーズセンター		
所 在 地	町田市野津田町 3, 497 番地 1		
開 設 年	1993 年		
登 記 地 積	1, 272. 00 m ²		
延 床 面 積	326. 16 m ²		
構 造	木造 2 階建て		
設 備	1 階：事務室、休憩室、農機具保管庫、トイレほか 2 階：講習室、展示ホール、控室		

議案概要

議案名	第 7 8 号議案 町田市景観条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 景観法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 景観法から引用する項・号の番号及び団体名称を改めます。			
改正前		改正後	
法第 16 条第 7 項第 11 号		法第 16 条第 8 項第 12 号	
景観整備機構		景観整備推進法人	
○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日（2026 年 11 月 26 日までの日）から施行します。			
【関係法令】 ○ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）			
【補足説明】 ○ 「景観整備機構」とは、良好な景観の形成を図ることを目的とするものとして、景観法に基づき市長等の指定を受けた団体です。同法の改正により民間会社の参入が可能となり、名称が「景観整備推進法人」に改められます。			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 北川	電話	724-4266

議案概要

議案名	第 7 9 号議案 東京都市公平委員会共同設置規約の変更について		
【議案提出の目的】 東京都市公平委員会を共同設置する団体が名称変更したことに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更するため、提出するものです。			
【議案の内容】 ○ 東京都市公平委員会の共同設置団体である「東京都六市競艇事業組合」が「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」が「東京都四市ボートレース事業組合」に名称変更したことに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法第 252 条の 2 の 2 及び同法第 252 条の 7			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 市民文学館ことばらんど機械設備改修工事請負契約												
【議案提出の目的】 市民文学館ことばらんの老朽化した機械設備の改修を行うため、工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 機械設備改修工事（空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、給水設備工事、給湯設備工事、内装改修工事ほか） ：工事区域													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>市民文学館ことばらんど機械設備改修工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>176,523,160 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	市民文学館ことばらんど機械設備改修工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	176,523,160 円	○ 契約相手方	株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで
○ 契約目的	市民文学館ことばらんど機械設備改修工事												
○ 契約方法	条件付一般競争入札												
○ 契約金額	176,523,160 円												
○ 契約相手方	株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号												
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 12 月 28 日まで												
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 生涯学習部 図書館 市民文学館担当課長 菊地原	電話	724-2523 724-1293 739-3420										

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 鶴川駅南北自由通路昇降設備等整備工事請負契約		
【議案提出の目的】 鶴川駅周辺再整備事業に伴い、円滑な通行と交通の安全を確保するために工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 ・階段 2 箇所、エレベーター 1 基、エスカレーター 4 基 シェルター 一式、橋面舗装工 487 m ² 〈完成平面図〉			
工事区域			
本工事請負契約での完成予定部分 ※自由通路本体は鉄道事業者工事			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 鶴川駅南北自由通路昇降設備等整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 1,064,549,112 円 ○ 契約相手方 清水・石井特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 代表取締役 新村 達也 東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号 ○ 工 期 契約開始日から 2028 年 3 月 17 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 道路部 道路整備課長 込山	電話	724-2523 724-1125

議案概要

議案名		第 8 2 号議案 町田市立町田第五小学校ほか 1 0 校給食室空気調和設備設置工事（設計施工一括発注方式）請負契約	
【議案提出の目的】 市立小学校 11 校の給食室に冷房設備を設置するため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
○ 工事内容 空気調和設備の設計及び工事 一式 (空気調和設備工事、電気設備工事、建築工事)			
○ 工事対象の小学校 町田市立町田第五小学校 町田市立南大谷小学校 町田市立藤の台小学校 町田市立南第三小学校 町田市立つくし野小学校 町田市立鶴川中央小学校 町田市立大蔵小学校 町田市立忠生小学校 町田市立小山田小学校 町田市立木曽境川小学校 町田市立小山小学校			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】			
○ 契 約 目 的		町田市立町田第五小学校ほか 10 校給食室空気調和設備設置工事 (設計施工一括発注方式)	
○ 契 約 方 法		公募型プロポーザルによる随意契約	
○ 契 約 金 額		385,000,000 円	
○ 契 約 相 手 方		シー・エイチ・シー・システム株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号	
○ 工 期		契約開始日から 2028 年 3 月 17 日まで	
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2523 724-1293 724-2177

議案概要

議案名		第 8 3 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約の変更契約																					
【議案提出の目的】 物価の変動に対する工事請負契約約款第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)の規定、及び工事仕様の変更に基づく請負代金の変更に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。																							
【議案の内容】																							
○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 186,338,900 円から 210,716,000 円に変更します。(24,377,100 円増)。																							
○ 変更の理由																							
①受注者から工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定に基づく契約金額の変更請求(インフレスライド条項)を受けたため。																							
②発電機設備の改修方法(オーバーホールから更新へ)、及び不具合が判明したホール高天井の照明設備の改修に用いる作業用足場の仕様等を変更する必要性が生じたため。																							
【議案の法的根拠】																							
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号(契約の締結)																							
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項(議決に付すべき契約の基準)																							
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条(議決に付すべき契約)																							
【契約の概要】																							
○ 契約目的		小山市民センター電気設備改修工事																					
○ 契約方法		条件付一般競争入札																					
○ 契約金額		変更前の金額 186,338,900 円 変更後の金額 210,716,000 円																					
○ 契約相手方		株式会社電巧舎 代表取締役 尾辻 寛(おつじ ひろし) 東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号																					
【経緯】																							
○ 本件契約の経緯は以下の通りです。																							
<table><tr><td>履歴</td><td>議決</td><td>工期</td><td>契約金額(円)</td><td>議決額との差額(円)</td><td>専決処分の上限(円)</td></tr><tr><td>当初契約</td><td>2025/9/30</td><td>～2027/2/26</td><td>186,338,900</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>第 1 回変更</td><td></td><td>〃</td><td>210,716,000</td><td>24,377,100</td><td>18,633,890</td></tr></table>						履歴	議決	工期	契約金額(円)	議決額との差額(円)	専決処分の上限(円)	当初契約	2025/9/30	～2027/2/26	186,338,900	—	—	第 1 回変更		〃	210,716,000	24,377,100	18,633,890
履歴	議決	工期	契約金額(円)	議決額との差額(円)	専決処分の上限(円)																		
当初契約	2025/9/30	～2027/2/26	186,338,900	—	—																		
第 1 回変更		〃	210,716,000	24,377,100	18,633,890																		
問合せ先		(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 市民部 小山市民センター長 田中		電話	724-2523 724-1293 798-1927																		

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法
【議案提出の目的】 住所をわかりやすくするため、森野六丁目地区について、住居表示実施区域及びその方法を定めるものです。 【議案の内容】 ○ 住居表示を実施する市街地の区域：森野六丁目地区（約 22.9ha） ○ 住居表示の方法：街区方式 ※街区方式：道路、線路や水路などの恒久的施設などで区画された地域につける街区符号及び当該街区にある建物その他の工作物につける住居番号で表示する方法 【議案の法的根拠】 ○ 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手続） 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。 住居表示を実施する市街地の区域図 凡 例 - 住居表示を実施する市街地の区域 - 現町界 位置図 神奈川県相模原市 0 100 200 m	
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 平野
電話	724-4254

議案概要

議案名	第 8 5 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 944 号線その他合計 7 路線 総延長 317mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 8 6 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線等を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 忠生 190 号線その他合計 5 路線 総延長 444mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)			
問合せ先	道路部	道路管理課 許認可・用地管理担当課長 江口	電話 724-1154

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館（図書館運営業務を除く。）を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団			
理事長 高橋 豊			
東京都町田市森野二丁目 2 番 36 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田市民ホール	
所 在 地		町田市森野二丁目 2 番 36 号	
開設年月		1978 年 10 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 4 階建て	
施設面積		4,290 m ²	
建物面積		6,651.02 m ² (延床面積)	
主要施設		ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン	
名 称		町田市鶴川緑の交流館（ネーミングライツ愛称名：和光大学ポプリホール鶴川）	
所 在 地		町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号	
開設年月		2012 年 10 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 4 階地下 2 階建て	
建物面積		5,979.36 m ² (延床面積)	
主要施設		ホール、練習室、多目的室、会議室、エクササイズルーム、交流スペース、カフェ、自転車駐車場、原動機付自転車等駐車場、町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務は除く。）	
○ 指定管理者が行う主な業務			
(各施設共通)			
・各施設の維持管理に関すること			
(町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館ホール等のみ)			
・各施設の利用に関すること			
・演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関すること			
○ 指定の期間			
2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
※ 本件は、町田市指定管理者制度ガイドラインの非公募要件「障がい者・高齢者支援、市民協働等の市の施策推進の観点から、特定の団体が施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合」に該当。			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市民ホール条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
○ 町田市鶴川緑の交流館条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
○ 町田市立図書館条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 山田 生涯学習部 図書館長 本郷		電話 724-2184 728-8220

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
町田市立室内プールを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名)		株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体	
(代表団体)		株式会社協栄	
		代表取締役 山田 賢治	
		東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 9 号	
(その他の構成団体) 東京体育機器株式会社			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市立室内プール		
所 在 地	町田市凶師町 199 番地 1		
開設年月	室内プール棟	1989 年 10 月	
	温 浴 施 設 棟	2022 年 4 月	
建物構造	室内プール棟	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建て	
	温 浴 施 設 棟	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 3 階建て	
施設面積	22,740.41 m ²		
建物面積	室内プール棟	8,344.07 m ² (延床面積)	
	温 浴 施 設 棟	1,890.60 m ² (延床面積)	
主要施設	室内プール棟	50mプール（日本水泳連盟公認）、25mプール、幼児用プール、トレーニング室、会議室、事務室等	
	温 浴 施 設 棟	浴室、サウナ、脱衣所、フリースペース・キッズスペース、休憩室、多目的室等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・町田市立室内プールの維持管理に関する業務			
・町田市立室内プールの運営に関する業務			
○ 指定の期間			
2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市スポーツ施設条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課長 間宮	電話 724-4036

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 木曽子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 町田支店 支店長 扶蕪 文重 (ふそ ふみえ) 東京都町田市本町田 1872 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	木曽子どもクラブ		
所 在 地	町田市木曽東一丁目 6 番 40 号		
開設年月	2018 年 1 月		
建物構造	軽量鉄骨造 2 階建て		
建物面積	471. 51 m ² (延床面積)		
主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室、事務室等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 町田市立鶴川駅前図書館の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名)		久美堂・ヴィアックス共同事業体	
(代表団体)		株式会社久美堂	
		代表取締役 井之上 健浩（いのうえ たけひろ）	
		東京都町田市原町田六丁目 11 番 10 号	
(その他の構成団体)		株式会社 ヴィアックス	
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市立鶴川駅前図書館		
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目 2 番 1 号		
開設年月	2012 年 10 月		
建物構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 4 階地下 2 階建ての 2 階部分		
建物面積	1, 332. 07 m ² （延床面積）		
主要施設	館内フロア各コーナー、予約受取コーナー、おはなしのへや、サービスカウンター、書庫、事務室、給湯室、対面朗読室、休憩室、更衣室、トイレ、返却ポスト等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 図書資料の収集、整理及び保存に関する業務			
・ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧に関する業務			
○ 指定の期間			
・ 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 3 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市立図書館条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 本郷		電話 728-8220